

株式会社 Atomis
競争的資金等管理規程

2020年11月13日制定

2022年1月7日改訂

(目的)

第1条

この規程は、株式会社 Atomis における競争的資金等の適正な運営・管理体制を構築することにより、競争的資金等の不正使用を防止することを目的とする。

(定義)

第2条

競争的資金とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金をいう。

(適用範囲)

第3条

1. 本規程は、株式会社 Atomis が取締役会で採択することにより、すべての役員・従業員に適用する。
2. 競争的資金等に関する研究活動の運営及び管理については、他の関係法令またはこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、本規定によるものとする。

(最高管理責任者)

第4条

1. 会社全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者を置く。
2. 最高管理責任者は、代表取締役とする。
3. 最高管理責任者は、「競争的資金等の不正防止への取組に関する方針」（以下、「基本方針」）を策定する。

(統括管理責任者)

第5条

1. 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について会社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置く。
2. 統括管理責任者は取締役とする。
3. 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条

1. 統括管理責任者を補佐し、各部署における競争的資金等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置く。
2. コンプライアンス推進責任者は、取締役とする。
3. コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、以下の業務を行わなければならない。
 - (1) 自己の監督管理または指導する組織における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状

況を統括管理責任者へ報告する。

(2) 不正防止を図る為、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての研究者に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 役職員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(誓約書)

第7条

1. 競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての役職員は、別に定める様式にて誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

2. 誓約書の提出がない役職員は、競争的資金等の申請及び運営管理に携わることはできない。

(物品の調達)

第8条

研究開発に必要な物品等の購入にあたっては、別途定める「購買管理規程」に従う。

(旅費の精算)

第9条

研究開発に必要な旅費の取扱いについては、別途定める「出張旅費規程」に従う。

(関係書類の保管)

第10条

事務管理部門は、競争的資金等の収支関係を明らかにした関係書類を当該競争的資金等の交付を受けた年度終了後5年間保管するものとする。

(不正防止計画推進責任者)

第11条

1. 競争的資金等の不正使用の防止計画を策定、推進するため、不正防止計画推進責任者を置く。

2. 不正防止計画推進責任者は、統括管理責任者が兼務する。

(不正防止計画)

第12条

不正防止計画推進責任者は、競争的資金等を適正に運営管理するため、不正防止計画を策定し、実施するとともに、実施状況について最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス教育)

第13条

1. コンプライアンス推進責任者は、役職員に対し、競争的資金等の運営管理に関するコンプライアンス教育を行わなければならない。

2. コンプライアンス推進責任者は、前頁に定めるコンプライアンス教育の実施状況・受講状況について監督管理する。

3. 競争的資金等の運営管理に携わる役職員は、第1項に定めるコンプライアンス教育を定期的に受けなければならない。

(相談窓口)

第14条

競争的資金等の使用に関するルール等について、会社内外からの相談を受け付ける相談窓口を設置する。

(取引業者からの誓約書の受領)

第15条

1. 取引業者との不正取引を防止するため、競争的資金等に係る取引を行う取引業者に対して、所定の誓約書の提出を求める。

2. 誓約書の提出は、発注金額1000万円(税抜き)の取引先を対象とする。

3. 前頁の定めによる誓約書に反して不正な取引に関与した業者が確認された場合は、取引停止等の処分を行う。

(監査)

第16条

1. 最高管理責任者は、競争的資金等の管理及び事務の取り扱いについて、最高管理責任者を委員長とする内部監査委員会を設置し、内部監査を実施する。

2. 役職員は、内部監査の実施に協力するものとする。

(通報窓口の設置)

第17条

1. 会社内外からの告発等(会社内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申し出など)を受け付ける通報窓口を設置する。

2. 基本方針及び相談・通報窓口の連絡先等を当社ホームページにて公表する。

(不正に対する調査)

第18条

1. 最高管理責任者は、第16条又は第17条において不正が行われた可能性があるとして判断した場合は、受付から30日以内に要否判断の上、配分機関に報告し、すみやかに最高管理責任者を委員長とする第三者(弁護士、公認会計士等)を含む調査委員会を設置する。ただし第三者の調査委員は、Atomis及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

2. 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用を一次的に停止する。

3. 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額などについて認定する。

4. 受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
5. 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
6. 配分機関の求めに応じ、調査終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出する。
7. 調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(不正に対する処分)

第 19 条

最高管理責任者は、前項の報告書を精査し、不正の疑いが認められる場合、就業規則に基づく懲罰を決定するものとする。